



平成 30 年 4 月 26 日

各 位

会社名 エルナー株式会社  
代表者名 代表取締役社長執行役員 山崎 眞哉  
(コード番号 6972 東証第2部)  
問合せ先 執行役員管理部長 山本 真史  
(TEL 045-470-7251)

## 単元株式数の変更、株式の併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 5 月 31 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を、現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本臨時株主総会において、下記「2.株式併合」及び「3.定款一部変更」に関する議案がいずれも原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

前述のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することで証券取引所における当社株式の売買単位の株式数も 100 株に変更となりますが、変更後においても各株主様の議決権数に変更が生じないこと、証券取引所が望ましいとする投資単位（5万

円以上 50 万円未満) の水準を維持することを考慮し、当社普通株式について 10 株を 1 株にする併合を行うものです。

なお、発行可能株式総数については、株式の併合割合に応じて現行の 1 億 5,000 万株から 1,500 万株に変更することといたします。

## (2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の割合 平成 30 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様をご所有されている株式について、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③併合後の発行可能株式総数 1,500 万株 (併合前 1 億 5,000 万株)  
なお、下記 3. 定款の一部変更に記載のとおり発行可能株式総数を 3,000 万株に変更します。

### ④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数 (平成 30 年 4 月 10 日現在)	144,203,458 株
併合により減少する株式数	129,783,113 株
併合後の発行済株式総数	14,420,345 株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値であります。

### ⑤併合により減少する株主様

平成 30 年 4 月 10 日現在の株主名簿に基づく株主構成は以下のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	3,997 名 (100.00%)	144,203,458 株 (100.00%)
10 株未満	62 名 (1.55%)	94 株 (0.00%)
10 株以上	3,935 名 (98.45%)	144,203,364 株 (100.00%)

株式併合が上記株主構成で実施された場合、保有株式数が 10 株に満たない株主様 62 名(保有株式数は 94 株)は、効力発生日において当社株主として地位を失うこととなります。

### ⑥ 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めにより、一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。

#### ⑦新株予約権等の権利行使価額の調整

株式併合に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を平成30年10月1日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
第1回新株予約権 平成24年4月11日取締役会決議	129円	1,290円
第2回株予約権 平成25年2月27日取締役会決議	118円	1,180円

#### (3) 株式併合の条件

本臨時株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

- ① 当社が本年4月に実施いたしました太陽誘電株式会社を割当先とする第三者割当による新株発行により、当社の発行済株式総数は定款に定めた発行可能株式総数の上限に近づいております（発行可能株式総数に対する割合は、約96.1%）。そこで当社グループの将来の事業拡大に備えた、機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするために、現在の発行可能株式総数上限の2倍に相当する発行可能株式総数への拡大を行います。
- ② 現行定款第6条に規定される発行可能株式総数を、1億5,000万株から3,000万株に変更するものであります。
- ③ 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第7条を変更するものであります。
- ④ 現行定款の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。
- ⑤ 当社は2007年に執行役員制度を導入し、経営の監督と業務執行の分離を図ってまいりました。今般、更に取締役会の監督機能および監督機能と執行機能の分離をより一層進めるために、現行定款に定める役付取締役を廃止いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (条文省略)	第1条～第5条 (現行通り)
第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1億5,000万株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は <u>3千万株</u> とする。
第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
中略	中略
第25条 (条文省略)	(削除)
第 <u>26</u> 条～第 <u>42</u> 条 (条文省略)	第 <u>25</u> 条～第 <u>41</u> 条 (現行通り)
(新設)	附則 本定款第6条及び第7条の変更は、平成30年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお本附則は平成30年10月1日の経過後、これを削除する。

(3) 変更の条件

本臨時株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 主要日程

平成30年4月26日	取締役会決議日
平成30年5月31日 (予定)	本臨時株主総会開催日
平成30年10月1日 (予定)	単元株式数の変更、株式併合、発行可能株式総数及び定款の一部変更の効力発生日

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成30年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単価は、同年9月26日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式の併合に関するQ&A

(ご参考) 単元株式数の変更及び株式の併合に関する Q & A

**Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？**

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会で議決権の単位及び証券取引所での売買単位となっている株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

**Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？**

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない株式にすることです。

今回、当社では、10株を1株に併合いたします。

**Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか？**

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを進めております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式の投資単位(売買単位あたりの価格)を全国証券取引所が望ましいとしている水準(5万円以上50万円未満)とすることを目的として、株式併合(10株を1株に併合)を実施いたします。併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1(1,000株から100株に変更)となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

**Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどのようになるのですか？**

A 4. 株主様の株式併合後の所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます)となります。また、議決権数は、併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、今回の株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日(平成30年10月1日予定)の前後で、株主様の所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	300株	3個	なし
例②	1,234株	1個	123株	1個	0.4株
例③	755株	なし	75株	なし	0.5株
例④	7株	なし	なし	なし	0.7株

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合(上記の例②～④のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数の割合に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前の所有株式が10株未満の例④の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様が所有の当社株式の資産価値に影響はございません。株主様が所有の株式数が、株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となります。また、株価につきましても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか？

A 6. 特に必要なお手続きはございません。

Q 7. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか？

A 7. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式買取制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までご連絡ください。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 8. 次のとおりを予定しております。

平成30年5月31日（予定）	臨時株主総会
平成30年9月26日（予定）	100株単位での売買開始日
平成30年10月1日（予定）	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成30年10月下旬（予定）	株式割当通知の発送
平成30年12月上旬（予定）	端数株式処分代金のお支払い

#### 【お問い合わせ先】

株式併合及び単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または、以下の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社

同連絡先 東京都府中市日鋼町1-1

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）

受付時間 平日9時～17時（土・日・祝日等を除く）